

上越市創業スタートアップ支援補助金申請チェックリスト

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 2月末までに市内に居住し、かつ、市内に主たる事務所又は事業所を置く中小企業者等として創業を行おうとする人であるか。 | |
| 2 | 認定経営革新等支援機関と具体的な事業計画書を作成しているか。 | |
| 3 | 特定創業支援等事業者である創業予定者であるか。 | |
| | 特定創業支援等事業修了誓約書があるか。 (創業塾修了予定者であるか。) | |
| 4 | 創業を行うために必要な許可や資格等を有している又は有する見込みであるか。 | |
| 5 | 市税等を滞納していないか。 | |
| 6 | 過去に当補助金の交付を受けていないか。 | |
| 7 | 営業収支が家計と経理上明確に分離しているか。 | |
| 8 | 3年以上の経営継続が見込まれるか。 | |
| 9 | フランチャイズ契約又はこれに類推する契約に基づく事業でないか。 | |
| 10 | 個人事業主として開業を予定する人は、令和6年2月29日までに「開業届」を提出し、営業を開始する人であるか。 | |
| 11 | 法人の設立を予定する人は、令和5年2月28日までに法人登記を行い、営業を開始する人かであるか。※個人事業主からの「法人成り」ではないか。 | |
| 12 | 補助金申請時において、会社、団体等に所属する人は、補助金の交付決定の日から2か月以内に、当該会社、団体等を退職することが確認できるか。 | |
| 13 | 事業承継による開業の場合、3親等以内からの事業承継でないか。 | |

| | | |
|-----|--|--|
| 1 4 | 事業を経営していたことはないにチェックがあるか | |
| 1 5 | 次のいずれかの経費に該当するか。 備品購入費及び設備工事費、事務所または事業所の増改築費 次の賃借料 事務所又は事業所の用に供する不動産の借上げに係るもの 専ら専用業に使用する設備の借上げに係るもの 光熱水費(事務所兼居宅の場合は除く)、法人登記費用(印紙及び登録免許税は除く)、広告宣伝費、通信運搬費 | |
| 1 6 | 次の経費が含まれていないか。 補助金の交付申請、補助対象事業の実績報告及び補助金の請求に係る手続きに要する経費 飲食、遊興又は接待に係る経費、支払利息、振込手数料、預託金、保証金その他これに類する経費 公租公課、官公庁手数料その他これに類する経費 国、都道府県、市区町村その他の機関から交付を受けた補助金の対象となる経費 | |
| 1 7 | 補助対象経費の支払いが令和6年2月29日までに完了するか。 | |
| 1 8 | 期間を超える経費の支払いが含まれていないか。 ※年払い等の経費については期間按分した金額となっているか。 | |
| 1 9 | 補助対象経費に係る見積書等の写しがあるか。 | |
| 2 0 | 補助対象経費の1/2かつ50万円以内であるか。 UIJ ターン女性活躍推進枠の場合 2/3かつ66.6万円以内であるか | |
| 2 1 | 国、都道府県、市区町村その他の機関から交付を受けた補助金の対象経費と重複していないか。 | |